

要望

日付：2025/7/25

件名：防災情報とリチウムイオンバッテリー

1. 問題、課題

7月8日に郵便局で火事がありました。防災情報は色々放送しているのですが、火事と水害については放送されません。生活に密着した重要な情報です。

- ・リチウムイオン電池

おそらくは郵便局の火事の原因と思われます。については二次電池の廃却処理についての徹底が必要です。

2. 改善案

- ・防災情報

水害は情報収集が大変なので、後回しでもよいのですが、火事は消防署から連絡をもらって直ぐに放送してください。（以前は消防署から放送されていました）

- ・リチウムイオン電池

町役場の入口付近に小型家電回収 BOX があり、現在はここで回収しています。これは、町民に周知徹底されていますか？基本は、家電量販店の回収 BOX、または町役場の回収 BOX です。ゴミの分別に書いてあるのでは不充分です。

さらには、役場の回収 BOX を防火処置して、消火器を近傍においてください。世の中二次電池の火事ばかりです。役場とごみ処理施設が火事になる前に、早急なる対応を検討願います。

3. 改善後の効果

必要な防災情報の伝達、災害の未然防止につながります。

回答

＜防災情報とリチウムイオンバッテリー＞

【所管：町民安全課】

防災行政用無線での防災情報の放送についてお答えいたします。

ご提案者様のご指摘のとおり、以前は防災行政用無線で火事情報を放送しておりましたが、もともとは、消防団が火事に出動するために防災行政用無線を活用して火事現場の住所を放送していたものでございます。しかしながら、令和4年から茅ヶ崎市との消防の広域化により町内の消防力が向上するとともに、消防団専用アプリを導入したことで、直接

団員の携帯電話に火事の出動指令が届くため、防災行政用無線での放送の必要性がなくなりており、現在、火事情報の放送は行わないこととしております。

また、消防力が向上したことから、通常の局所的な火事現場では、茅ヶ崎市消防本部の現場指揮本部の判断で、危険区域内の避難誘導を行い、また風が強く飛び火警戒が必要な場合は車両により現場周辺に広報を行うなど、消火活動だけでなく、火事現場周辺の安全安心の確保も行っております。

さらに、最近はSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）の普及を背景に、火事の写真や動画撮影のため、多くの人が火事現場へ押し寄せることがあります。その場合、消防活動の妨げにもなりますし、何より火事現場は危険です。防災行政用無線で火事情報を放送することが、そのような状況を助長させてしまうことも危惧しておりますが、町内の広範囲に延焼、多くの町民に危険が及ぶような火事の際は、茅ヶ崎市消防本部と連携を取って、風水害と同じように防災行政用無線による町民の避難等の周知を躊躇なく行う予定でございます。

なお、町民の皆様への情報共有といったしましては、町のホームページからメールアドレスの登録をしていただければ、災害情報などをメールで受け取ることのできるシステムを運用開始しており、火事情報については、直接茅ヶ崎市消防本部からメールが発信されておりますので、ご理解賜りますようお願いします。

茅ヶ崎市消防本部からの情報提供では、寒川郵便局で発生した火災にも多くの消防車が出動し、延焼することなく適切な消火活動が行われたとのことでございます。

今後とも、引き続き町の防災行政へのご理解ご協力をお願いいたします。

【所管：環境課】

町としても、リチウムイオン電池を含む充電式電池の処分方法については、ご提案者様がご指摘いただきましたように、町民の皆様への周知徹底と分別へのご協力をいただくことが重要と考えております。

充電式電池の処分については、まず原則として、資源有効利用促進法により、製造事業者や輸入販売事業者に自主回収が義務付けられています。一般社団法JBRC会員企業の製品であれば、回収協力店へお持込みをいただきますようお願いいたします。

ただし、上記の回収協力店で回収をしてもらえない「JBRC会員企業製の製品でない製品」のうち、「リチウムイオン電池またはニッケル水素電池である場合」には、町が依頼している事業者での処理が可能なため、小型家電回収ボックスの一部を充電池回収ボックスとして回収をしています。このボックスはスチール製ですので、それ自体が燃えるということはございません。それぞれの公共施設には、消火器を備えておりますが、それらの充電池については、絶縁処理をした上で、投函していただきますようお願いいたします。恐れ入りますが、他の種別の電池については、専門の業者や販売店へのご相談をお願いします。

また、「破損・膨張等の異常があるもの」については、回収協力店で回収をできません。小型家電回収ボックスにも投函いただくことができませんので、ご相談の上で、環境課へお持ち込みいただければ、まずは、状況を確認等いたします。

この充電式電池の処分方法については、当課の機関誌である「ゴミ野ゲンゾウ見聞録」第34号（令和7年8月発行）において、より分かりやすい絵図を用いたPRを行いましたので、よろしければ、ご一読いただけますと幸いです。

【所管：総務課】

ご提案のございました、役場に設置されております小型家電の回収ボックスの防火処置につきましては、当該回収ボックスは金属製であることから、たやすく燃える素材ではないと認識しております。

また、消火器の設置につきましては、ご指摘のとおり当該回収ボックスの付近に設置しております。何卒、ご理解の程、よろしくお願ひ申し上げます。